

八戸圏域路線バスの運賃改定について

1 現状

八戸圏域では、バス利用者の利便性向上による利用拡大を図る交通政策として、平成23年10月よりバス運賃を対キロ区間制から上限運賃制に変更しており、その後は、利用者の負担軽減を図るため、令和元年10月の消費税増税時以外は運賃改定しておらず、現行の運賃でバス路線を維持してきたところ。

2 運賃改定の理由

人口減少による利用者の減少に加え、乗務員の賃金水準の適正化、燃料およびバスに関わる部品や資材等のコスト上昇により、各路線バス事業とも厳しい経営環境での運営を余儀なくされており、国・県・市町村等の支援を受けて運行を維持している状況であり、八戸圏域における公共交通の中心的役割を担っているバス事業の持続性を高め、住民生活に必要な円滑な移動手段を今後も確保するため。

3 運賃改定の内容

- ・市内を運行するバス事業者3社（八戸市営バス・南部バス・十和田観光電鉄バス）との協議の結果、上限運賃制による利便性を維持しつつ、事業者の事業性を確保するため、令和6年10月1日から改定するもの。
- ・なお、現在運賃改定に向けて、国・県との調整や関係町村・バス事業者と協議中。

（運賃改定案）

- ・初乗り運賃 190 円、60 円刻み、市内上限 370 円、圏域上限 610 円

現行運賃	170 円	220 円	270 円	320 円	370 円	420 円	470 円	520 円	
改定運賃	190 円	250 円	310 円	370 円	430 円	490 円	550 円	610 円	値上げ率 平均 15.9%

（参考）タクシー料金（令和5年6月）の値上げ率：13.96%

※小児運賃は半額、また、端数が出る場合は10円単位に切り上げ。

4 運行主体

市交通部、岩手県北自動車(株)南部支社、十和田観光電鉄(株)

5 対象路線（圏域路線を含む）

- ・市営バス：15 路線・・・鮫線、八戸駅線、岬台団地線ほか
- ・南部バス：40 路線・・・八戸駅線、八戸ニュータウン線、是川団地線ほか
- ・十鉄バス：2 路線・・・十和田八戸線、八戸線

6 その他主な乗車券等の運賃改定(案)

商品名		現行運賃	改定運賃
市営・南部 共通	共通1日乗車券	市内 800 円 圏域 1,600 円	市内 800 円 圏域 1,500 円
	休日 100 円サービス	100 円	150 円
市営	うみねこ号・いさば号	100 円	初乗り 150 円 上限 200 円

7 市民への周知

- ①広報はちのへ（9月号を予定）、市ホームページに掲載
- ②バス停留所、バス車内等での周知

8 今後の予定

市交通部が、八戸市自動車乗車運賃等条例の改正案を6月議会に提案するとともに、国への申請に必要な手続きとして、6月下旬（予定）に、八戸市及び八戸圏域の運賃協議会で運賃に係る協議を行う予定。